最終更新日：2016年6月24日

日本アジアグループ株式会社
代表取締役会長兼社長 山下哲生
問合せ先：03-4476-8000(代表)
証券コード：3751
http://www.japanasiagroup.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業理念に基づき、社会的責任を担う企業として、経営統治体制の構築に取り組むなど、企業の持続的な成長と各ステークホルダーとの調和を重視した企業文化、風土の醸成に努める。なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」として取り纏め、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1-2-4株主総会における権利行使】
株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うべきものと考えております。本事業年度に係る株主総会においては、招集通知の早期発送、いわゆる株主総会集中日をさけた開催日程の調整、参考書類を中心とした株主総会招集通知の英訳およびその他株主の権利行使にかかる制度の整備をすすめております。
一方、議決権の電子行使を可能とするための議決権行使プラットフォームの利用は行っておりません。今後、必要性を鑑み、制度の導入を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　政策保有株式に関する方針】
コーポレートガバナンス基本方針第14条をご参照ください。

【原則1-4　政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準】
コーポレートガバナンス基本方針第15条をご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
コーポレートガバナンス基本方針第24条をご参照ください。

【原則3-1 (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画】
企業理念、中期の経営戦略、経営計画については、ホームページ等を通じて公開しております。

【原則3-1 (iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き】
取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針は、コーポレートガバナンス基本方針第21条をご参照ください。
取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての手続きは、取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る方針を定めております。その上で、取締役会が取締役報酬総額を、指名報酬諮問委員会が取締役の個別報酬をそれぞれ決定しております。

【原則3-1 (iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】
取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針は、コーポレートガバナンス基本方針第18条、第19条、第23条をご参照ください。
取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての手続きは、指名報酬諮問委員会における答申の結果を踏まえ、取締役会において決定しております。

【原則3-1 (v)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明】
第29回定時株主総会(平成28年6月23日開催)における取締役・監査役候補の指名の理由は、株主総会招集ご通知の参考書類をご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】
コーポレートガバナンス基本方針第18条第5項をご参照ください。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、会社の持続的な成長と企業価値の向上のため、独立社外取締役を2名選任しております。現在の当社事業規模からみて、十分な実効性を確保できていると認識しております。
社外取締役および社外監査役を中心とした会合を開催し、経営陣から独立した立場に基づく情報交換の場を設けております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
コーポレートガバナンス基本方針第19条および第23条をご参照ください。

【原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
コーポレートガバナンス基本方針第18条、第19条および第28条をご参照ください。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保に関する分析・評価】
当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、このたび社外役員のうちから取締役会実効性評価委員を選任し、取締役会評価を行いました。
評価の手法としては、取締役会のあり様に関する質問票に、すべての取締役および監査役が回答し、その回答内容に基づき、すべての取締役に対してインタビューを行いました。上記のプロセス・内容で行われた評価検討に基づいた報告書が取締役会に提供され、これを参考とし、取締役会において、当社の取締役会全体の実効性の分析・評価を行いました。その結果、当社の取締役会では、規模・構成・取締役会の運営状況・各

構成員の資質等において、経営に対する監督機能を発揮するための体制が構築されていることが確認されました。また、取締役会の議論についても、オープンな議論を尊重する文化が形成されていること、取締役及び 監査役それぞれが積極的に議論に参加し貢献していることを確認しました。
一方で、取締役会をより有用な組織体とするために、取締役会を案件の審議・報告だけの場とすることなく、重要な事項を議論・共有・連絡する場とすること、重要性に応じた報告を行うこと、そのほか取締役会の役割を含め社内のリスクマネジメントのあり方について検討する必要があることが、明らかとなりました。
今後、当社の取締役会では、以上の分析・評価を踏まえて十分な議論を行ない、対応策の策定とその実行を迅速にすすめてまいります。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】
コーポレートガバナンス基本方針第26条をご参照ください。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として以下のとおり定めております。
(1)株主との建設的な対話の実現全般を担う経営陣または取締役の指定
代表取締役および IR担当取締役
(2)対話を補助する社内部門の有機的な連絡のための方策
IRを担当する部署が中心となり、株主の意見・要望等に応じて、経営企画部門、経理部門、財務部門と連係し、株主との建設的な対話の実現を補助する。
(3)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取り組み
定期的に投資家向け説明会や個人株主向けの説明会を実施する。
(4)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
株主からの意見・懸念等は、代表取締役、IR担当取締役およびIR担当部署の間で共有し、概要をまとめた上で定期的に取締役会に報告する。
(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
インサイダー情報の管理にかかる社内規程に従い、法令違反を生じないよう適切に情報を管理する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藍澤證券株式会社	3,448,760	12.47
JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED	2,624,800	9.49
JA PARTNERS LTD	673,600	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	579,700	2.09
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309	530,050	1.91
株式会社みずほ銀行	495,070	1.79
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	490,184	1.77
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	438,810	1.58
山下 哲生	368,930	1.33
株式会社りそな銀行	336,940	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田辺　孝二	学者											
八杉　哲	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田辺　孝二	○	当社は同氏を独立役員として指定している。	公務員経験者および学識経験者として幅広い見識を有しており、当社取締役就任後、社外取締役として、取締役会に出席し、議案・審議等において適切な助言・提言を行っています。また、取締役会実効性評価の検討委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるため、積極的に取締役会のあり方についてのご提言をいただいております。また、同氏は当社の主要株主・取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
			証券会社および大学教授における豊富な経験と経営学での専門的見識を有しており、当社取締役就任後、社外取締役として、取締役会に出席し、議案・審議等において適切な助言・

八杉　哲	○	当社は同氏を独立役員として指定している。	提言を行っています。また、取締役会実効性評価の検討委員として、当社の経営の透明性・公平性を高めるため、積極的に取締役会のあり方についてのご提言をいただいております。また、同氏は当社の主要株主・取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	3	1	1	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	3	1	1	0	1	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の選任・報酬の決定に当たり、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜情報交換等を行い、緊密に連携をとっております。
また、内部監査部門は実施した内部監査結果について、終了の都度、監査役に報告を行うとともに定期的な意見交換会の開催など、緊密に連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
沼野　健司	他の会社の出身者													
小林　一男	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
沼野　健司	○	当社は、同氏を独立役員として指定している。	金融部門での専門的な知識と海外での会社経営の経験を有し、当社監査役就任後、金融、企業経営に関しての識見を活かし、監査役としての職責を果たしております。また、同氏は当社の主要株主・取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
小林　一男	○	当社は、同氏を独立役員として指定している。 小林一男氏は、当社の主要株主である藍澤証券株式会社の社外取締役です。 同社は、当社の株式を3,448,760株（持株比率：12.47%）保有しており、当社子会社である日本アジア証券株式会社および日本アジアアセットマネジメント株式会社と業務委託等を行っております。なお、同契約による手数料額は僅少です。	海外を含めたベンチャーキャピタルでの長年の業務執行（企業支援）の経験と複数の会社での監査役(社外役員)としての豊富な経験を有しており、当社監査役就任後、企業経営、法務に関しての識見を活かし、監査役としての職責を果たしております。また、同氏は当社の主要株主・取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員の第29期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に開催された取締役会全17回において、取締役田辺孝二、取締役八杉哲、常勤監査役沼野健司、社外監査役小林一男は、すべてに出席(出席率100%)し、それぞれ適切な助言・提言をいただいておりま す。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する業績連動報酬(賞与)の支払額は、業績に応じて決定するという方針としております。
ストックオプション制度は、第27期、第28期に実施しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

上記のストックオプション制度導入の目的に照らし、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な従業員を対象に、有償にてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。平成28年3月期における取締役の報酬等の総額は、取締役7名に対し302百万円(うち社外取締役2名 15百万円)です。なお、上記支給額には、当該事業年度に係る役員賞与引当金繰入額 13.7百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の決定にあたっては、以下の点を考慮するものとしております。
(1) 職務執行の対価として十分であり、取締役の果たすべき役割に応じた、競争力のある報酬水準であること。
(2) 経営方針の完遂、会社業績および企業価値の向上に向けて、インセンティブに足りうるものとすること。短期的な成果のみならず、持続的な企業価値・株主価値の向上を促すものであること。
(3) 会社の業績等の評価を踏まえて、公正で透明性の高い手続きに従い、客観性のあるものであること。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の職務を補助する専任の組織・使用人は置いておりませんが、社外取締役および社外監査役から要請を受けた事項については、総務所管部門において補助を行っております。なお、社外監査役には、担当役員の判断により、総務所管部門を通じて重要事項に関する資料を適宜提供する体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社グループのガバナンス体制は、事業会社が事業執行機能を担い、純粋持株会社である当社が経営・監督機能を担うという経営体制を採用し、事業執行に対する監督機能の強化がはかられております。そのため、純粋持株会社である当社においては、監査役設置会社の形態を採用しております。当社では監査役会を設置しており、3名の監査役のうち2名が社外監査役であり、監査体制が経営監視機能として有効であると判断しております。

(1)持株会社制度の採用
当社グループは、事業子会社が事業執行機能を担い、当社が事業子会社を株主の立場から評価・監督し、経営資源の戦略的活用とガバナンスの実効性を確保したグループ運営の遂行を目的に持株会社制度を採用しております。業務執行においては、経営の責任を明確化し、適時、適確な意思決定を図れる体制としております。

(2)経営体制
当社は取締役会において第三者的視点で当社の経営に意見をいただくよう独立性の高い社外取締役2名を指名しております。取締役会において、法令、社内規定に基づく取締役会決議事項の審議、決定を行うほか、重要な事項を議論・共有・連絡する場としております。

(3)監査体制
当社の監査役3名は、監査役会を組織し、監査基準及び監査計画に従い、取締役会等の重要会議に出席しております。また、各監査役は、代表取締役及び経営幹部との会合や、当社グループ全体の監査を行っております。また、主要な事業子会社には監査役を置き、定期的にグループ監査役連絡会を行っております。
内部監査においては、社長直轄の内部監査室(2名)を設け、組織、業務活動等の有効性および効率性、コンプライアンスへの適合性等を検証し、改善のための提言又は是正のための勧告を行っております。また、持株会社の立場から、網羅的にグループ会社の監査結果についてレビューを行っております。
当社及び主要子会社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。
内部監査、監査役監査および会計監査は、それぞれ監査実施上のリスクや被監査先の情報の把握のため、内部統制委員会と適宜意見交換を実施し、関連資料・情報の入手を行っております。

(4)指名、報酬決定等の機能
指名、報酬決定等の機能については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第18条、第19条、第21条、第22条、第23条に記載しておりますので、ご参照ください。

(5)責任限定契約
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第 1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第 425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社および当社グループは、持続的な成長を経営の最重要課題としています。その実現のため、各ステークホルダーとの調和を重視した企業文化、風土の醸成に努めていくことが重要と考えています。このような中で、「安心で安全、そして持続可能なまちづくりで社会に貢献」する企業として競争力を一層強化していくために、様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。そのために、経営判断の迅速化とコーポレート・ガバナンスの充実による経営の透明性と健全性の向上を重要な課題であると認識しております。コーポレート・ガバナンスの充実に向けてコンプライアンスの徹底に取り組むとともに、積極的かつ迅速な情報開示による経営の透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策ならびに組織体制の継続的な改善・強化に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目途に、早期発送に努めております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳（要約）を作成し、当社英文ホームページにおいて掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知等を掲載しているほか、株主総会では事業報告・計算書類・決議事項についてビジュアル化を図るなど株主様の理解を深められるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度、個人投資家を対象とした会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回（中間決算、本決算発表後）証券アナリストや機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、グループ事業紹介、財務・株式情報、決算説明会資料及び動画などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR 所管部門に専門スタッフを配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大をはかるため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常業務の指針として、継続的な内部統制システムの改善ならびに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業行動指針を定め、グループの役職員に周知徹底し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成をはかる。
(2) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループにおけるコンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化ならびに企業倫理の浸透をはかる。
(3) 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、グループの内部監査部門と協同してグループでの法令および内部規程等の遵守状況を監査し、社長および取締役会にグループ全体の監査総括報告を行う。
(4) グループの役職員が外部弁護士等に対し、直接通報を行うことができる内部通報制度を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか文書管理に関する諸規程等に従って保存・管理する。
(2) 取締役、監査役および会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写できる状態を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) グループにおける最適なリスク管理体制を構築するために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する規程を定め、全般的なリスクの把握、評価、対応策、予防策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展による企業価値の向上を脅かすリスクに対処する。
(2) 災害等の非常事態や顧客からの苦情や要望などに関しては、情報伝達ルールを定め、グループにおけるリスク情報の円滑な伝達ならびに機動的対応をはかる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 経営組織を構築し、取締役会において代表取締役のほか業務を執行する取締役を指名し、業務の効率的推進を行う。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。
(2) 業務が効率的かつ公正に執行されるよう、業務執行者への委任の範囲における権限を定める決裁規程や職務権限規程を確保する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

5. 会社および会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 「関係会社管理規程」により、グループ各社が担うべき役割を明確にし、持株会社としてグループ各社の最適な運営をはかる。
(2) グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、グループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業分野ごとに、現状報告や情報共有のための報告会議を開催し、当社へ事前協議・報告を行わせるなどグループ企業の管理の視点から業務の適正を確保するための体制を確保する。
(3) グループ全役職員が、業務遂行にあたりコンプライアンス上の疑義が生じた場合に、内部通報制度を利用し、相談および通報することができる体制を確保する。
(4) 当社の監査役会において、グループ会社の監査役と意見交換会を適宜開催する。

6. 監査役会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役が監査役業務補助のための補助スタッフを求めた場合には、会社の業務部門から独立した専従社員を設置する。
(2) 補助スタッフの監査業務に関する独立性を確保するため、当該スタッフは監査業務に関して、業務を執行する者の指揮命令を受けないこととするとともに、その人事評価・異動・処遇については、監査役会の同意により決定する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役会の出席のほか、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、重要な決裁書類等の社内文書の提出または閲覧できる具体的手段を確保する。
(2) 内部情報に関する重要事実等が発生した場合は、グループの取締役または使用人から、遅滞なく監査役に報告ができる体制を確保する。
(3) 監査役の要請によりグループの取締役・使用人に報告を求められた場合は、迅速かつ適切に報告を行う。
(4) 監査役に報告・情報提供を行った当社および子会社の役員・使用人に対し、不利益な取扱いを行わない。
(5) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 会計監査人の会計監査の内容および監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行うなど会計監査人との連携がとれる体制を確保する。
(2) 内部監査部門が、内部監査計画を協議するとともに内部監査結果について報告するなど、密接な連携がとれる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、社内規程等に明文の根拠を設け、経営陣以下、組織全体として対応する。
2. 反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携して対応する。
3. 反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。
4. 反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行う。
5. いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとしたステークホルダーへの説明や経営の健全性、透明性を高めることで企業価値の向上を目指し、公正かつ適時・適切に開示を行っております。

（1）適時開示に関する基本方針
当社は、株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さま方に、当社に関する重要な情報を正確にわかりやすく、公平かつ適時、迅速に開示することをIR活動の基本方針としております。情報の開示にあたっては、関連法規を遵守するとともに、当社および当社グループの事業活動を幅広くご理解していただくように、IR情報を発信いたします。
なお、適時開示までの間における会社情報の取扱につきましては、「インサイダー取引防止規程」を定め、情報漏洩や不正利用の内容適時適切な情報管理の徹底を図っております。
また、適時開示規則に基づく開示事項に該当しない情報につきましても、経営の透明性向上のために当社の理解を助けると判断した情報につきましては、積極的かつ公平に開示いたします。

（2）適時開示に係る社内体制
当社は、会社情報を開示するにあたり、適時開示規則に定める決定事実に関する情報及び決算に関する情報については取締役会の決議をもって開示しております。
発生事実に関する情報については、関連部署より情報取扱責任者に情報を集約し、情報取扱責任者が開示内容を策定しております。開示にあたっては原則として事前に代表取締役社長の承認を得ております。
当社は、取締役会または代表取締役社長の決議、承認後、情報取扱責任者が関係部門と開示内容について確認を行い、TDnetおよびEDINETにおいて遅滞なく適時開示の手続きをおこなっております。また、適時開示された後、当社ホームページにおいて開示情報を掲載することで、株主および投資家が公平かつ容易に情報アクセスができる機会を確保するよう努めております。

【参考書類：模式図】

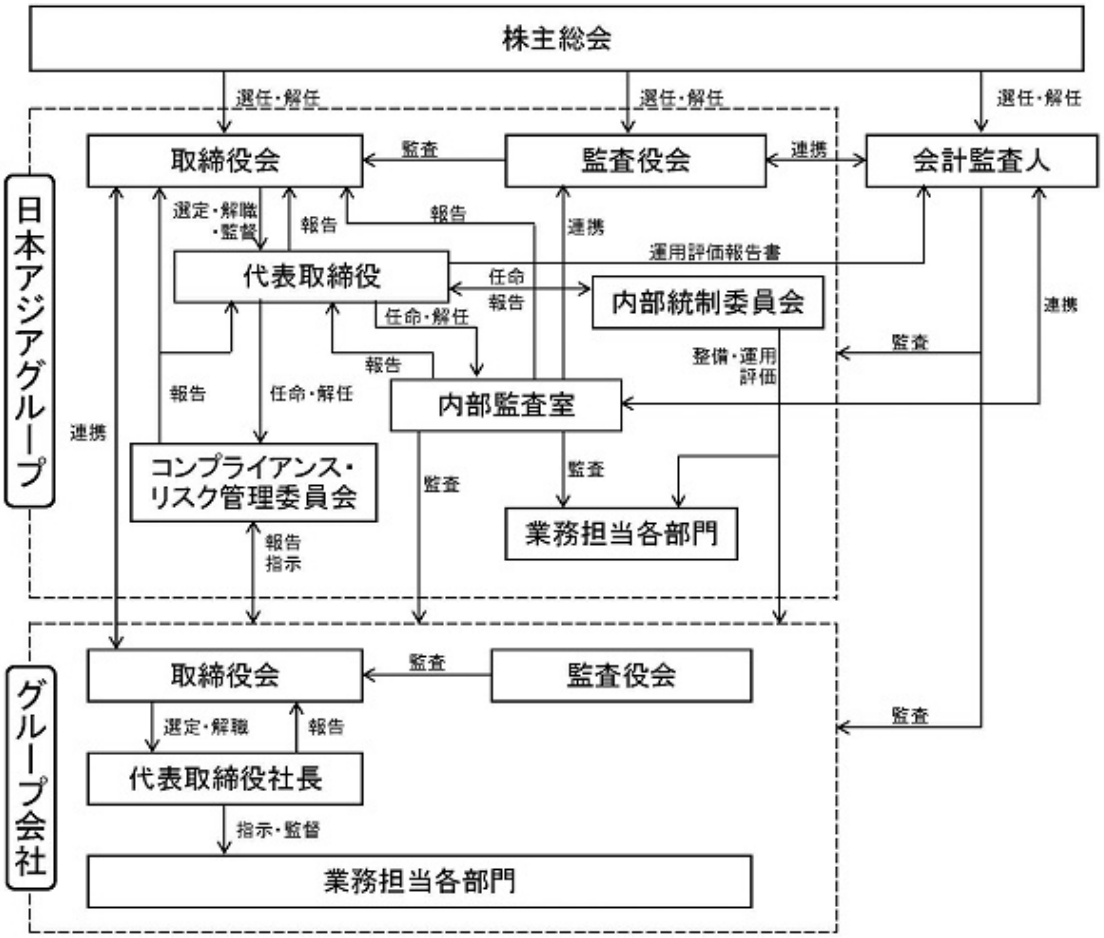
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査
監査役会
連携
会計監査人
日本アジアグループ
選定・解職・監督
報告
報告
連携
運用評価報告書
代表取締役
任命
報告
内部統制委員会
連携
任命・解任
監査
整備・運用評価
報告
報告
任命・解任
内部監査室
連携
コンプライアンス・リスク管理委員会
監査
監査
業務担当各部門
報告
指示
取締役会
監査
監査役会
監査
選定・解職
報告
グループ会社
代表取締役社長
指示・監督
業務担当各部門

日本アジアグループの適時開示体制の概要

